

小諸市水道事業指定給水装置工事事業者各位

株式会社水みらい小諸

小諸市道・公共物占用及び自営工事確認事項変更についてのお知らせ

日頃より、小諸市の水道事業に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、小諸市道における市道・公共物占用及び自営工事の舗装復旧範囲などを含む基準が、2025（令和7）年1月1日より変更になりますのでお知らせします。

主な変更点は別紙にて記載してありますが、その他にも変更になっている点がありますので、必ず全文をご確認いただき、令和7年1月1日より新たな基準で申請・施工をお願いします。ご不明な点があれば小諸市建設課管理係へお問い合わせください。

市道・公共物占用及び自営工事確認事項の全文は小諸市ホームページの下記の場所またはQRコードで確認できます。

[占用・掘削・自営工事／小諸市オフィシャルサイト](#)

*このお知らせ書類は水みらい小諸ホームページにも掲載します。



〒384-0043

長野県小諸市大字諸 132-5

株式会社 水みらい小諸

担当 田中 峻

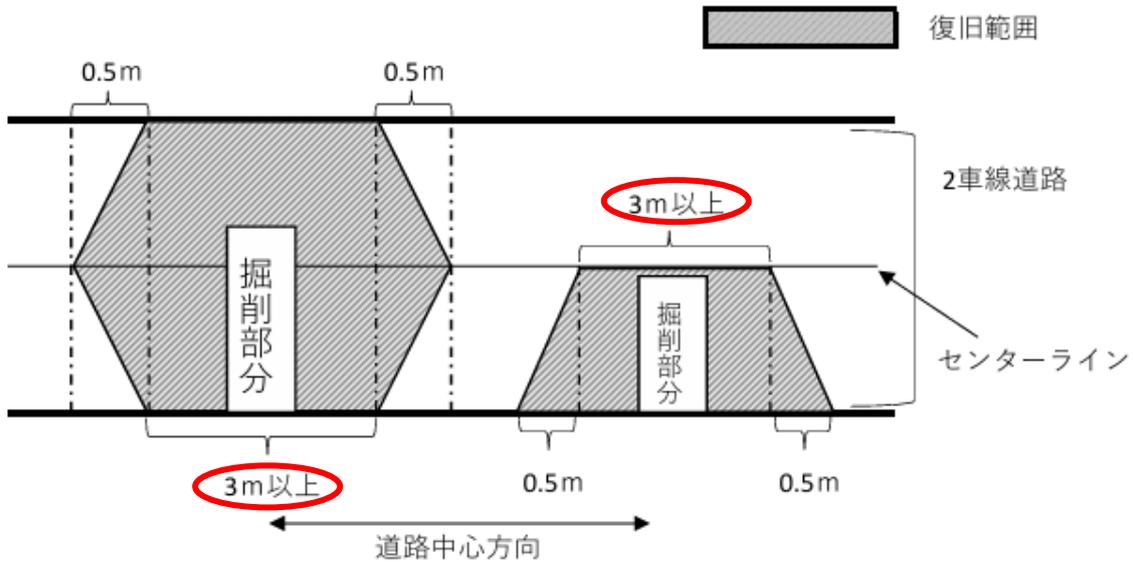
電話：0267-24-0054

復旧範囲が変更してある部分

・下図は変更後の図になります。○部分の数字が変更になっています。

A② 二車線道路

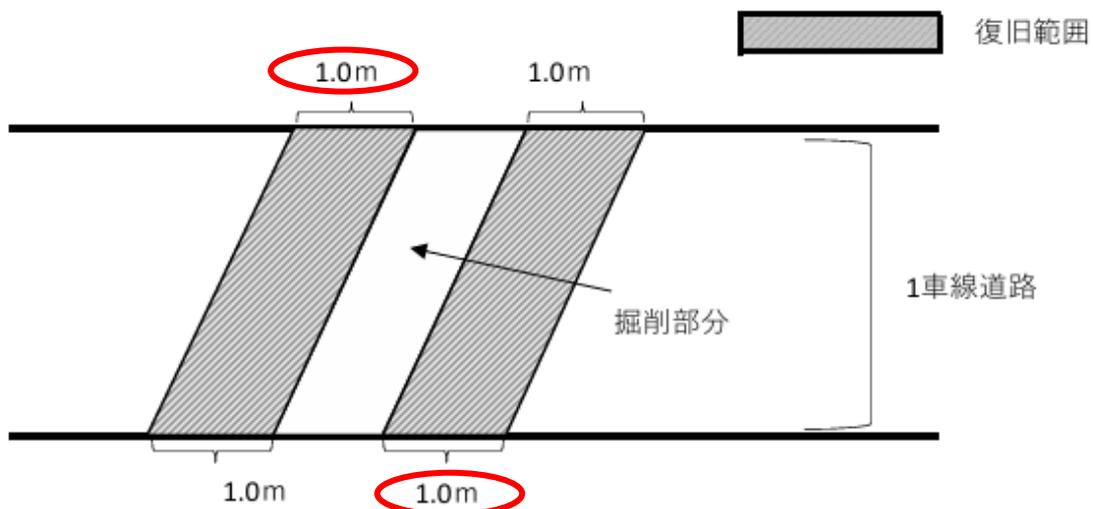
下図のように台形で上底が3m以上になるように復旧をすること。
なお、道路中心を超えて掘削する場合は全幅復旧とする。
掘削が道路中心に達しない場合は、半幅復旧とする。



B 斜め横断方向に掘削する場合

B① 一車線道路

掘削部分から下図のようにそれぞれ1.0mを影響とし、復旧する。



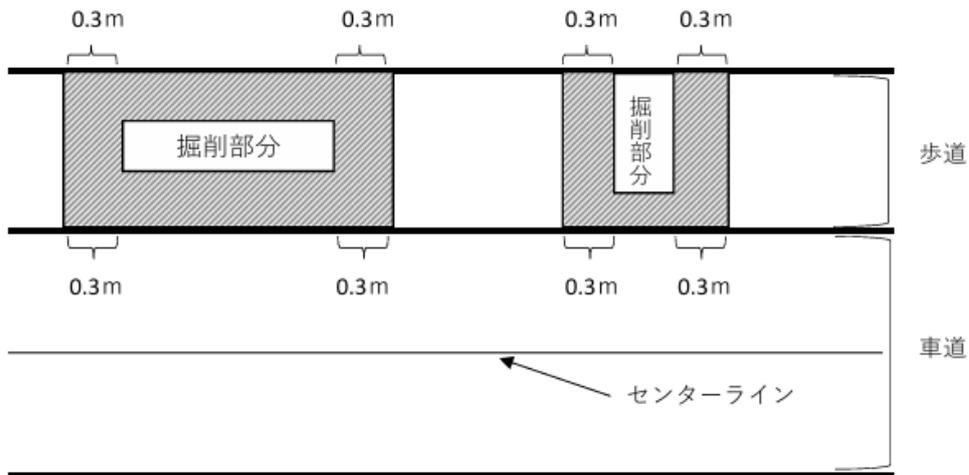
・追加になった基準

以下の基準が追加になりました。

E 交差点部

一車線道路、二車線道路に関わらず、掘削範囲が交差点内にかかる場合、復旧範囲については原則として交差点内全面復旧とし、詳細は協議の上決定する。

F 歩道部

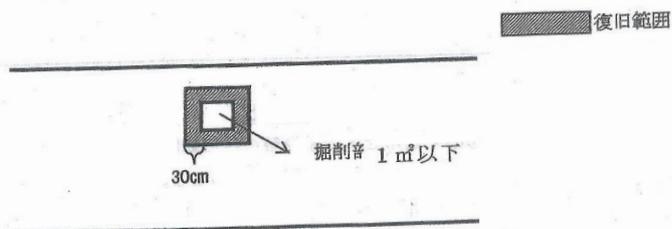


・廃止になった基準

以下の掘削面積が 1 m^2 の時の基準が廃止になりましたので、このように掘削する際は建設課と事前協議をしてください。

B 掘削面積が 1 m^2 以下

止水等で道路を掘削する場合、掘削面積が 1 m^2 以下に限り影響幅 30 cm とし、それを超える場合は全幅及び道路の形態により指示する。ただし、 1 m^2 以下であっても2箇所以上掘削する場合は事前協議による。



・標準断面図の変更

下図は変更後の図になっています。○の部分は基本的に発生土の使用はしない

4 仮復旧・本復旧標準断面図

